稲敷市空き家バンク活用促進制度

リフォーム工事助成として、最大５０万円が交付されます！

稲敷市空き家バンクを通して、空き家の売買や賃貸借が成約した場合に、空き家の機能の維持及び向上のために行うリフォーム工事の費用を負担した所有者及び購入または賃借者には、最大50万円が助成されます。

助成金

工事費用負担者の
- 所有者
- 購入者・賃借者

に対象工事総額の1/2

最大 **50** 万円
（成約後1年以内に申請要）

UP

若年者加算後※
80 万円
※購入者・賃借者のみ適用

対象工事

※細かい条件があります、詳しくはお問い合わせください。

- ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事
- 基礎、土台、柱の修繕・補強工事
- 外壁、屋根、内壁、天井、床の修繕工事
- 間取りの変更・増築等、模様替え工事
- 玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事
- 塗装工事
- 給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事
- 建具の取替等の工事

助成の流れ

1. 申請（施工前）
2. 交付決定
3. 工事施工
4. 完了報告
5. 助成金額確定
6. 請求・交付

若年者加算確認 YesNoチャート

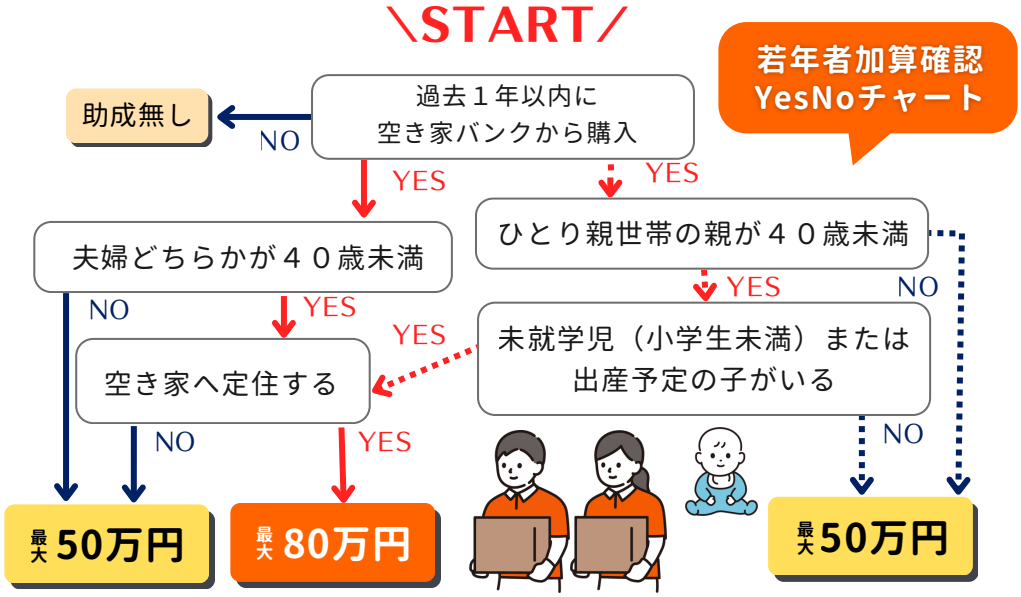

お問い合わせ・申請 029-892-2000 （代）まちづくり推進課

要件

1. 稲敷市空き家バンクを通して、空き家の売買又は賃貸借契約を成約した所有者及び購入者又は賃借者（以下「購入者等」という。）。
2. 交付申請時に 所有者、購入者等、当該空き家に同居しようとする者が市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
3. 所有者、購入者等、当該空き家に同居しようとする者が稲敷市暴力団排除条例第２条第２号及び第３号の規定に該当するものでないこと。
4. 所有者及び購入者等にそれぞれ１回限りの交付とする。
5. 空き家の売買又は賃貸借契約を成立させた日から1 年以内の申請であること。

若年者加算要件 NEW

1. 購入者等が若年夫婦世帯又は若年子育て世帯に該当し、かつ、定住する場合は購入者等の最大助成額は８０万円とする。
2. 若年夫婦世帯とは、交付申請日の属する年度の４月１日において、夫婦のいずれかが４０歳未満の夫婦が属する世帯。
3. 若年子育て世帯とは、交付申請日の属する年度の４月１日において、４０歳未満の若年者及び若年者の子（出産予定を含む未就学児に限る）が属する世帯。

申請時提出書類

- ☐ 稲敷市空き家リフォーム工事助成金交付申請書（様式第４号）
- ☐ 稲敷市空き家バンク活用促進助成金誓約書兼同意書（様式第２号）
- ☐ 稲敷市空き家バンク利用による空き家の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し
- ☐ 空き家所有者のリフォーム工事承諾書（賃借者の場合のみ）
- ☐ リフォーム工事の箇所及び内容の詳細が分かる書類
- ☐ リフォーム工事の見積書
- ☐ リフォーム工事施工前の現場写真

施行後提出書類

- ☐ 稲敷市空き家リフォーム工事完了報告書（様式第９号）
- ☐ リフォーム工事に係る領収書の写し
- ☐ リフォーム工事施工後の現場写真
- ☐ 建築確認申請が必要な工事にあっては 、 検査済証の写し

お問い合わせ・申請 029-892-2000 (代) まちづくり推進課